

II 実習を行う際の注意事項について

1. 保育士の専門性と職業倫理についての理解

「教科目の教授内容」に示された「保育実習指導 I」の〈内容〉においては、「3. 実習に際しての留意事項、(1) 子どもの人権と最善の利益の考慮、(2) プライバシーの保護と守秘義務」に該当する。

「3. 実習に際しての留意事項、(3) 学生としての心構え」とは独立した項目として示されており、「(3) 学生としての心構え」で代替することはできないことに留意する必要がある。

また、「保育実習 I」の教授内容では、職業倫理については〈目標〉・〈内容〉の末尾に示されているように、実習を通して学ぶことが難しい内容でもありうるので、保育実習指導のなかで十分に扱っておく意義がある。

保育士として子どもに関わる際には、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益を実現することへの責任と公共の福祉への責任を果たすことを考えていくことを学生に理解させる。また、守秘義務についても、学生が守るべき重要な課題である。例えば、SNS 等を利用しての実習中のインターネットへの書き込み、仲間とのやり取り等をはじめとして、保育士になる前段階である学生としての軽い気持ちによる言動であっても、倫理上の責任が問われること等は、学生が実習に臨む前に理解する必要がある。

(1) 職業倫理

1) 保育者の使命

児童福祉の理念を実現させることが、保育者の使命であることを理解させる。

2) 児童の権利、人権と権利擁護

日本国憲法、児童福祉法、児童憲章における子どもの人権についての理解、児童福祉施設における児童の人権・権利擁護の実際について理解させる。

3) 子どもの人権と最善の利益の考慮、児童虐待

①実習における子どもの人権への配慮、実習における最善の利益の考慮

②人権や最善の利益の配慮に基づく具体的な行動

③最善の利益の考慮の基盤となる人間観、子ども観等の総体としての人間性や責任の自覚

児童の権利に関する条約第 3 条及び児童福祉法第 2 条に明記されている「児童の最善の利益」について十分に理解させることが必要である。

4) 倫理綱領

全国保育士会倫理綱領に示されている保育士としての倫理について、学生に十分に理解させる。

実習中に特に気をつける（しなくてはいけない・してはいけない）ことについて、学生自身が理解することが必要である。個人情報取り扱いと情報機器における注意事項、子どもの権利条約、全国保育士会倫理綱領、保育所保育指針、児童福祉施設における取組等についての基礎となる知識や事例を学生の理解度に合わせて伝え、「保育士の職務や倫理」が実習生にも当てはまることを理解できるように指導する。

(2) プライバシーの保護と守秘義務

プライバシー保護、個人情報保護、守秘義務、信用失墜行為の禁止、実習における守秘義務、個人情報保護法と保育。

実習先施設や子どもについて、実習中に blog、Twitter、LINE 等の SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）において施設内および利用者が写った写真、子どもの様子、実習担当者から受けた指導、愚痴や嘆き、嬉しかったこと等を含む一切の内容について書き込みをしないことを伝える。また、実習中に困った事態が発生した際には施設職員や学内の実習担当教員や巡回指導担当教員に相談することを伝える。また、子どもや保護者には丁寧な言葉で、丁寧に接することが保育士を目指す学生として望ましい態度であることを伝える。

(3) 関連項目－学生の順守事項（実習中の態度・姿勢）

1) 自己管理

健康管理に気を付ける、実習先の生活になれる、準備、安全、衛生（身だしなみを含む）、清潔を心がける。

実習中は、学内での生活とは異なる生活に入っていくため、体調を崩しやすいこと、自己管理に気をつけること、実習時の生活に合わせて早寝早起きをすること等を学生に伝える。また、実習中のアルバイトはしないこと等を学生に伝える（学生のおかれた経済状態によるので、必要に応じて個別対応をする）。その他の過労を招く行動についても気をつけるように伝える。ひとたび体調を崩せば、子どもに風邪などを感染させる懸念が生じること、また、実習を完遂できなくなる可能性が生じること十分に留意させる。

2) 保育士としての心構えと行動

① 対子ども

集団と一人ひとりを見ること、生活リズムを安定させること、情緒的安定を図ること、一人ひとりの子どもがかけがえのない存在であり、一人ひとりを尊重すること、主体性を尊重すること、自己肯定感が育まれる対応をすること等ができるように意識させる。

子どもの前に立つときには、保育者としての責任をもつ覚悟で臨むこと、保育士になるつもりで実習期間を充実させることを学生に伝える。実習生が子どもの生活の場に入ることにより、子どもに影響を与えるため、明るい笑顔や挨拶を心掛けること、子どもが安心して過ごせるように丁寧な言葉遣いや接し方をすることを伝える。

また、子どもとの約束事は実行可能な範囲で行い、自らの連絡先等の個人情報を子どもに伝えずに、子どもとの距離を適度に保つことが必要である。学生が子どもと安易に約束をして約束を破れば、トラブルに発展する可能性もあるため、子どもとは、果たすことができる範囲内での約束をすることへの理解を求める。例えば、「また明日ね」と約束し、翌日子どもが期待していたのに果たされずに子どもが悲しい思いをした等の具体例を提示する。仮に実習後の交流をもつとしても、実習先を通してのやりとりになるので、学生と実習先の子どもが直接交流できるようになるような連絡先を教えることは控えることも伝える。

②対保護者

パートナーシップについて理解し、信頼関係の形成と維持ができるように、共感的な態度で接することが必要である。

そして、保護者と共に子どもの成長・発達を支え、保護者と共に子どもの成長を喜ぶ心をもつこと、子どもの 24 時間の生活の連続性をつくり、成長・発達を支えるパートナーとして保護者との関係性に関心をもったりするように学生に働きかける。

③対保育者

目的をもって素早く、笑顔で、気持ちの良い挨拶を心がけること、勝手な判断は慎むこと、積極的に質問すること、保護者からの預かりものや伝言は直ちに保育士に渡すこと、指導には素直に従うこと、指示されたことは素早く行うこと、保育の妨げにならないよう行動を考えることなどを心がけるように伝える。

保育者に対しては、指導を受けるにふさわしい態度で接すること、保育者は子どもの成長・発達への意図と配慮をもって保育を計画し、日々の生活を送っているため、実習生が生活の場を乱すことがないように、保育者の意図をくみ取って行動することを伝える。また、保護者と保育者の信頼関係があって初めて連携が取れて子どもの生活がよりよいものとなるため、信頼関係を維持する一つの方法として、保護者からの伝言や渡すように頼まれた物はすぐに保育者に渡すこと等を伝える。

上記の子どもとの約束と同様に、実習先との約束（例えば、実習終了後の行事の手伝いやボランティア活動）についても、安易に引き受けず、自分で責任を果たすことができるかどうかを十分に確認したうえで行動することが必要である。

※「(3) 関連項目ー学生の順守事項（実習中の態度・姿勢）」については、「2.学生としての心構え（マナー、服装、言葉遣い等）」も参照。

(4) 保育士の専門性

保育士の専門性について触れられている文献は多数存在するので参考にして指導する。保育所保育指針解説書において、「第一章 総則」および「第五章 職員の資質向上」において保育士の専門性について述べられているので、参考までに項目として挙げておく。

- ① これからの社会に求められる資質を踏まえながら、乳幼児期の子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、一人一人の子どもの発達を援助する知識・技術
- ② 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術
- ③ 保育所内外の空間や様々な設備、遊具、素材等の物的環境、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく知識・技術
- ④ 子どもの経験や興味や関心に応じて、様々な遊びを豊かに展開していくための知識・技術
- ⑤ 子ども同士の関わりや子ども保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術
- ⑥ 保護者等への相談、助言に関する知識・技術

2. 実習生としての心構え（マナー、服装、言葉遣い等）

実際に保育現場に参加し、保育に必要な知識、技能、倫理観を体験的に学ぶ実習においては、実習生自らが保育士資格取得を目指す学生であると同時に、子どもや保護者の方々から見れば他の保育士と同じ「先生」としての役割を期待され、責任を負うことを認識しなければならない。

そして、何より「将来の保育を担う人材を育てたい」というメンターシップ（mentorship）やプリセプターシップ（preceptorship）の関係の下、過密かつ多忙な中で実習を受け入れる実習施設に感謝の気持ちを表しながら、謙虚且つ意欲的な態度で実習に臨まなければならない。

実習指導では、こうした「心構え」を実習生に意識化・徹底化するとともに、それらの認識や姿勢が態度・外面から受け取られる事項（マナー、服装、言葉遣い等）について、指導する必要がある。

（1）実習生としての態度・姿勢

実習に能動的に学びに取り組み、意欲的に学ぶ態度を持って臨むことを自覚させる。

実習生として重要なのは、成長したいという気持ちを強くもつことである。保育者としての専門性は、ただ仕事を経験しさえすれば、受動的に身に付くというものではない。自分自身で考えて行動し、疑問に思ったことは進んで尋ねるなど能動的に取り組むことで、学びは深まっていく。何事も最初はうまくできなくて当然であり、失敗を過度に恐れずに、積極的にチャレンジすることによって少しずつ成長していく。このような能動的かつ意欲的に学ぶ態度や姿勢の重要性と実際について、実習生一人ひとりが自覚するような指導を行う。

（2）実習に対する基本認識

実習という機会を提供してくれる実習施設に対して、感謝の気持ちを持って学びに取り組むことを理解させる。

保育所や施設の目的は、保育を必要とする子どもを保育し、その心身の健全な発達を図ることであるため、実習生を指導することは職員の本来的業務ではなく、実習をすることができるのはご厚意によるものであることを実習生自身に意識化させる指導を行う。

そして、実習を受け入れてくださったことに感謝の気持ちをもって、全力で実習に臨むと同時に、準備や片付け、清掃など、実習生にできる業務は進んで手伝うように自覚させる。

さらに、職員からの指導を謙虚に受け止め、自己の成長に生かそうとする姿勢の重要性を理解させる指導を行う。

（3）実習生＝社会人としての責任意識

実習では、社会人の一人として責任をもった行動が求められることを理解させるために、以下のような指導を行う。

1) 服装、身だしなみ

実習施設内では、動きやすく、清潔を保つことができ、汚れてもかまわない服装をするのが基本である。また、季節感を意識し、子どもが親しみをもてるような服装を心がけたい。エプロンの着用や服装については実習先の指導に従う。

髪の毛は生来の色とし、長い髪は束ね、前髪が目にかからないようにする。化粧はやむを得ない場合

を除いて原則禁止（マニキュア、香水、強いにおいのする整髪料等は厳禁）、装飾品も身に付けてはならない。

また、オリエンテーション、実習前後の挨拶、実習先への往復時にも、スーツや制服など社会人にふさわしい服装・身だしなみをする。

2) 言葉遣い・挨拶

- ①職員・子ども・保護者に対して、笑顔を忘れずに心をこめた挨拶をする。
- ②職員・子ども・保護者に対して、わかりやすく、丁寧な言葉遣いを心がける。
- ③返事は相手に十分に聞こえる声の大ききで、はっきりとする。

3) 行動等

- ①実習中は携帯電話の電源を切り、鞆の中に入れておく。
(実習施設から指示がある場合はそれに従う。)
- ②実習中は原則としてアルバイトをしない。
- ③行動は目的をもってすばやく行う。
- ④勝手な判断は慎み、必ず職員に報告・連絡・相談する。
- ⑤保護者からの伝言や預かり物は直ちに職員に引き継ぐ。

実習生であっても、大切な子ども＝命を預かっているために重大な社会的責任を伴っていること、また保育所や施設は子どもが育っていく教育の場であるため実習生自らが子どもの成長に大きい影響を与えるという意味で、社会人と同等に位置づけられることを理解し、子どもや保護者が安心できるよう充分心がけるような指導を行う。

(4) 体調管理

1) 疾病の予防と健康の維持

実習中は健康管理に留意し、心身ともに元気で実習ができるように心がけることを理解、徹底するよう指導する。

早寝早起きなど普段から規則正しい生活を送ることを実行するよう伝え、実習生の自覚を促す。また、特に感染症については、実習前にそれらの罹患歴および予防接種状況について、母子健康手帳などから調べ、できる限り抗体をつけるように努力するよう伝える。

なお、必要に応じてインフルエンザやその他ウィルスの感染予防対策の指導をする。

〈参考〉

2020年度保育士養成各実習における新型コロナウイルス感染症対策の心得
(全保養協東北ブロック研究委員会編)

【基本方針】

子どもの最善の利益を尊重する専門職である保育士を養成する施設として、本心得は、第一に、実習施設の利用者、職員、実習生及び関係者のご家族の健康を守るためのリスクマネジメントをねらいとする。第二に、実習生が保育士になるための学習機会の保証をねらいとする。第三に、上記のねらいに即して、新型コロナウイルスへの感染防止、実習を含む保育士養成についてその具体的方法を検討し、判断基準や必要な事項を定める。

なお、この心得は令和2年6月22日の情報を元に作成しています。

【新型コロナウイルス感染防止策】

1. 実習の前段階

(1) 実習の前提：下記事項のすべてが守られていることを実習実施の条件とする

- 1) 養成校・関連施設内に感染者がいない※
- 2) 実習生の行動範囲に感染者がいない
- 3) 実習生と同居している家族等に感染者（実習直前一カ月以内の回復者を含む）がいない
- 4) 実習施設及び関係者に感染者がいない
- 5) 実習生本人に感染の疑いがない

※感染者がいた場合であっても感染経路が明確であり、実習実施に影響がないと考えられる場合を含む

(2) 実習の前提における補足

① 健康観察・行動記録票の作成→書式1参照

健康観察・行動記録票については、書式1を参考に各養成校で紙媒体あるいは電子ファイル等の任意の形式で管理・運用することが望ましい。その際、実習受入先と協議し、適宜必要な情報を追加・修正を図る。

なお、事前打合せ等の対応については、実習受入先と予め協議し、オンライン等での対応を検討するなどの対策を講じることが望ましい。

■健康観察・行動記録票の項目例

健康観察：検温結果、風邪の諸症状があるか、その他体調の変化はないか、等

行動記録：外出した時間や同行者等の行動歴を記載する項目を設定する。その際、新型コロナウイルスの感染が疑われない限り情報開示はしない等を補足する個人情報に配慮する注釈を付ける。

② 健康観察・行動記録票の運用

実習直前の二週間において記録を行った健康観察・行動記録票は、必要に応じて実習初日に任意の形式で実習受入先に提出する。

③ 実習前のステイホーム期間の設定について

一定期間自宅待機をする「ステイホーム期間」は、設定することで感染リスクを少なくし、感染経路を明確にすることができると考えられる。各養成校は、実習受入先と協議の上で、実習受入先から求められた場合は2週間程度のステイホーム期間を設定することが望ましい。

2. 実習期間中

(1) 実習初日

実習生から実習施設へ健康観察結果、感染防止策の学習などを保証する書類を提出
→書式2参照、ただし実習施設と相談のうえで必要項目を調整する

(2) 実習中の感染予防策

実習中は下記の予防策を実習生に取らせる

- 1) 出退勤時（特に公共交通機関利用時）、およびその他の必要な時にマスクを着用する
- 2) 出退勤後に必ず、手洗い・消毒・うがいを実施する
- 3) 体調の変化に留意し、こまめに検温を実施するとともに健康観察票に記録する→書式1参照
- 4) 感染に備え、その日に接触したり行動を共にしたりした人物を行動記録票に記録する→書式1参照
- 5) 規則正しい生活を心がけ、睡眠不足や偏った食事にならないようにする
- 6) その他、実習施設の感染対策を十分理解し、従って行動する

3. 実習後

無症状保菌の可能性を考慮し、2週間健康観察を実施する→書式1参照

実習終了後2週間以内に以下の事象が発生した場合の対応を示す

(1) 実習施設関係者に感染あるいは疑わしい症状が生じた

- ① 養成校内で共有
- ② 実習生の2週間の自宅待機と健康観察実施
 1. 記録票は書式1で対応
 2. この間は出校停止の扱い：欠席ではないことを校内で共有
- ③ 安全確認後、登校再開

(2) 実習生に疑わしい症状が生じた

- ④ 実習施設へ連絡
- ⑤ 実習生の症状確認と加療
 1. 感染が確認された
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有、保健所へ連絡、全学生の出校停止の検討、学内の消毒
 2. 感染が確認されなかった（陰性）
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)養成校内で共有

4. 実習延期・中止等の判断：下記のいずれかに該当した場合には原則実習を延期・中止

- 1) 実習生本人に疑わしい症状が出た（37.5度以上、風邪等の諸症状、通常と違う体調になった場合）

- 2) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が不明
- 3) 養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した
- 4) 実習施設内で感染者が確認された

※例年、実習期間の後半は疲労などによって体調を崩す学生が多くなる傾向にあるが、今年度に関しては、いかなる理由であっても体調を崩した場合は一旦中断・延期とすることを推奨する。

5. 実習再開の判断：下記の条件を満たした場合のみ実習を再開する

実習再開に関しては、実習受入先の意向にも留意し慎重に判断することが求められる。実習再開等の基準として、以下を目安とし、再開は実習受入先と協議して判断することが望ましい。なお、疑わしい症状が出た場合は、養成校だけで判断せず保健所の指示を仰いた上で判断をすることが必要となる。

①実習生本人に疑わしい症状が出た場合の判断

- (ア) PCR 検査で新型コロナウイルス「陰性」の診断を受け、その後の体調に問題がない場合は実習を再開する。
- (イ) PCR 検査が受けられない場合は、保健所の指示に従い、体調に問題がなければ実習を再開する。

②養成校に感染者が確認され、かつ感染経路が不明な場合の判断

- (ア) 行動記録簿を確認し、濃厚接触の可能性が極めて少ないと判断される場合は実習を再開する。
- (イ) 行動記録簿への記録忘れや、濃厚接触の可能性が否定できない場合は自宅待機を2週間継続し、体調に問題がなければ実習を再開する。

③養成校で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した場合の判断

自宅待機を2週間継続し、体調に問題がなければ実習を再開する。

④実習施設内で感染者が確認された場合

実習受入先の状況に応じて、柔軟に対応する。

【実習実施関連事項】

○実習前

1. 実習前の指導内容

(ア)各養成校で実習事前指導の一環として、感染症対策講座を実施することが望ましい。

2. 実習施設への連絡・確認事項

- (ア)書式2を基にどの事項を実習施設に伝えるか調整、共有する
- (イ)施設利用者及びそのご家族への周知事項についても、実習施設との協議の上、必要な配慮を行う

3. 実習生のご家族への連絡事項

- (ア)書式3を参考に各養成校で検討、必要な場合は文書での通知を行う
- (イ)通知事項の例

- ① 養成校としての感染症対策基本方針
- ② ご家族や身近に暮らしている方に感染や疑いのある症状が出た場合の対応
- ③ 感染の出た場合の個人情報の取り扱い

4. その他

(ア)各養成校の実習に関する連絡窓口の明確化

各養成校にて、以下の点について窓口や対応時間の確保など対策を講じる

- ① 実習依頼・承諾、実施、評価等に関する連絡窓口、対応時間
- ② 実習種別で分ける、あるいは一本化するなど、具体的なことは各養成校で検討する

(イ)実習費の考え方：下記事項が養成校により異なるため、各養成校で検討をお願いする

- ① 一日単位、一時間単位などの金額算出方法
- ② 授業料の一部、実習費、諸費などの財源/名目

○実習中

1. 実習生の健康状態の把握について

実習中は原則毎日、各実習生から訪問指導担当者へ、健康観察報告を行う

→書式1の項目を参考に、Microsoft Forms、Google form、メールなどの時間的拘束が少ない方法を、

各養成校で検討して実施

※実習中の疑問・質問を、質問欄・備考欄等で聞き取ってもよい

2. 実習期間と時間数：ごく短時間・短期間での実施も可能

合計時間は各養成校が学則等で定める時間を基本とする

→状況に応じ、時間短縮、日数削減など、安全を優先した柔軟な実施方法を検討する

3. 実習中の訪問指導の形式：前述の健康観察報告を踏まえ、より指導が必要なことに応じて形式を検討する

- 1) 電話(必要に応じて、指導内容が他の職員・実習生の耳に入らない環境を用意できるよう配慮する)
- 2) オンライン(teams、google meet、ZOOMなど、各養成校の環境による)
- 3) 訪問での対応 ※上記1)、2)が難しい場合。ただし遠方の場合には自治体の指示に従う。また、訪問指導担当教員については書式1と同様の健康観察記録簿をつけ、感染の疑い等がないことを保障する手続きを取る。具体的な手続きについては実習施設の協議の上決定すること。

○実習後

1. 実習中断となった場合の対応：以下について確認が必要であり、具体的な類型・対応等は現在検討中。

- 1) 実習で実施した内容のチェックポイント
- 2) 実施した内容に応じた事後指導の内容や時間数

2. みなし実習・学内演習等の内容

既にみなし実習・学内演習を実施している養成校やその計画を具体的に立てている養成校の実例をもとに、別途、情報提供する予定

2021年度 保育実習における新型コロナウイルス感染症対策の心得フローチャート
(仙台白百合女子大学 人間発達学科 保育士養成課程)

実習の前提

実習直前2週間: 健康観察・行動記録の作成、不要不急の外出・アルバイト等の禁止を指導

- 1) 養成校・関連施設内に感染者がいない※
 - 2) 実習生の行動範囲に感染者がいない
 - 3) 実習生と同居している家族等に感染者（実習直前一カ月以内の回復者を含む）がいない
 - 4) 実習施設及び関係者に感染者がいない
 - 5) 実習生本人に感染の疑いがない
- ※感染者がいた場合であっても感染経路が明確であり、実習実施に影響がないと考えられる場合を含む

実習期間中

実習初日に、実習生から実習施設へ健康観察結果・行動記録の感染防止策の学習などを保証する書類を提出

- ※実習施設と相談のうえで必要項目を調整する
- ※実習生については、別紙ガイドライン【新型コロナウイルス感染防止策】2.(2) 実習中の感染予防策を遵守する

新型コロナウイルス関連の事象が発生

実習の延期・中止等の検討

- 1) 実習生本人に疑わしい症状が出た
- 2) 大学内で感染者が確認され、かつ感染経路が不明
- 3) 大学内で感染者が確認され、かつ感染経路が明確であるが当該実習生に接触可能性が判明した
- 4) 実習施設内で感染者が確認された

※例年、実習期間の後半は疲労などによって体調を崩す学生が多くなる傾向にあるが、今年度に関しては、体調を崩した場合は一旦中断・延期とすることを検討する。

通常の実習日程を消化

実習を再開

実習再開の検討

実習再開に関しては、実習受入先の意向にも留意し判断することが求められる。別紙ガイドライン【新型コロナウイルス感染防止策】5.実習再開の判断を参照し、再開の判断は実習受入先と協議し慎重に判断する。

実習後

無症状保菌の可能性を考慮し、2週間健康観察を実施する

特に問題がない

実習施設関係者に感染あるいは疑わしい症状が生じた

- ①大学内で事実の共有
- ②実習生の自宅待機と健康観察実施
- ③安全確認後、登校再開

実習生に疑わしい症状が生じた

- ①実習施設へ連絡
- ②実習生の症状確認と加療
 1. 感染が確認された
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)大学内で共有、保健所へ連絡
学生の出校停止の検討、学内の消毒
 2. 感染が確認されなかった（陰性）
 - (ア)速やかに実習施設へ連絡
 - (イ)大学内で共有

実習終了

必要に応じて療養、登校再開

書式1 健康観察 兼 行動履歴記録票

【自覚症状】発熱、咳、倦怠感（だるさ）、味覚異常、嗅覚異常、悪寒、悪寒、喉の痛み

【移動方法】徒歩・自転車、自家用車、知人の自家用車、バス・高速バス、在来線・新幹線、航空機、その他

学籍番号 氏名

No.	日付	時間(朝)	体温(°C)	時間(夕)	体温(°C)	自覚症状	外出した時間	場所	目的(持病)	移動方法	同行者
1	6月21日	8:00	36.4	18:00	36.8	なし	18:30	〇〇医院	通院(持病)	自家用車	家族
2							~				
3							~				
4							~				
5							~				
6							~				
7							~				
8							~				
9							~				
10							~				
11							~				
12							~				
13							~				
14							~				
15							~				
16							~				
17							~				
18							~				
19							~				
20							~				
											大学確認
											施設確認

書式3 実習生のご家族への周知事項

令和〇年〇月〇日

〇〇（校名・学科等） 第〇期生 ご家族の皆様

令和2年度学外実習に関するお知らせとお願い

〇〇（校名・学科等） 〇〇長 〇〇（学長、学部長などの肩書と氏名）

挨拶等（略）つきましては、今般の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、保育者としての資格取得に向けた学外実習について、下記の事項についてお知らせいたしますとともに、ご理解とご協力を賜れば幸いです。

4. 本学における、新型コロナウイルス対策の基本方針

※各養成校で公式に提示している方針を掲載

5. 実習生と身近に暮らしている方に感染、あるいは疑いのある症状が出た場合について

- ① 実習生、および実習施設において感染あるいは疑いのある症状が生じた場合、安全確保のため実習を見合わせます。
- ② ご親族に感染者が確認され、実習生本人と接触の可能性がある場合も、安全確保のため一時実習を見合わせていただきます。
- ③ 同居するご親族や身近な方に感染が生じた場合は、感染拡大予防の観点から、受け入れ施設側にその情報を提供させていただきます。
- ④ その他、上記に該当しない事態に対し、本学は、安全確保を第一とし、内容、状況、緊急度等により柔軟な対応を取ります。その場合も、実習生及び身近に暮らすご家族への周知・説明を行い、了解を得ながら対応を進めることを原則とします。

以上です。なお、本文書の内容、及び学外実習実習に関してご不明の点、ご質問等ございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

※各養成校の、実習に関する問い合わせ窓口、対応可能時間等を明記

2) 病気に罹った場合の対応

実習中に病気になった場合は、すぐに実習先に連絡して状況判断を仰ぐとともに、養成校にも相談した上で、慎重に対応を検討するように指導する。

病気になった場合は、まずは勝手な自己判断をしないよう指導する。

特に、実習生にとって実習に通える程度の疾病の症状でも、子どもに感染した場合、その子どもの命にかかわる状況になることがあるため、慎重な判断が必要であることを理解できるように指導する。

3) 欠勤・早退・遅刻せざるを得ない場合の対応

体調不良や事故などで、やむを得ず欠勤・早退・遅刻などをせざるを得ない場合には、実習先と養成校両方の担当者に相談し、指示を受けることを説明する。

例えば、実習先に向かう途中で事故に遭った場合には、応急処置をしながらすぐに警察など必要な機関に連絡するとともに、実習先および養成校に状況を報告し、指示を仰ぐように伝える。何よりもまず、無断の欠勤・早退・遅刻はしてはならないことを徹底し、指導を行う。

3. 事前訪問について（実習施設におけるオリエンテーション）

※事前訪問…実習施設におけるオリエンテーション、実習施設における事前指導

実習生は、各実習施設がどのような理念や目標をもち、子どもをどのようにして育てようとしているのかということの実際について、あらかじめ理解しておくことで実習での学びを深めることができる。

学内の事前指導の内容は、実習生の多くに当てはまる一般的かつ概括的なものにならざるを得ないが、実習先の施設は個々に特性があり、対象となる子ども（利用者）もそれぞれ個性があるため、実習施設でのオリエンテーションに参加する段階で、実習施設や対象児・者について一定程度事前に把握しておく必要があることを認識させなければならない。

より充実した実習にするためには、実習先を訪問し、施設長や実習指導担当の職員から具体的な実習内容や実習計画についての打ち合わせや留意点等の指導をうけることが必要であり、事前訪問の仕方やその実際について学生に周知することとなる。また、事前訪問は実習前ではあるが、すでに実習が始まっているとの認識・自覚を促す必要がある。その際、第一印象がその後の実習に影響が及ぶことをも学生に理解させる。なお、保育実習Ⅱを保育実習Ⅰと同じ保育所で行う場合でも、それぞれの実習段階での目的・内容等は異なるため、実習の展開や内容等に関する確認（改めての事前訪問など）は必須であることも理解できるように指導していく。

（1）事前訪問の手順・留意事項

1) 訪問日の検討

適切な時期を考え、実習施設の都合を伺いながら、訪問日を検討する。

訪問時期は、その後の準備や事前学習を考慮すると、実習の約1か月前から少なくとも1週間前までに実習施設に訪問してオリエンテーションを受けるのが望ましい。場合によっては、前日、あるいは実

習当日ということもあるが、そのときには、服装・持ち物・注意事項など、あらかじめ電話で確かめるようにするよう指導する。

2) 電話による事前訪問のアポイントメント

事前訪問に関する交渉・依頼を電話で行う。

相手先の都合をよく考えて、実習施設に自身で電話をかけることになるが、おおよそ次のような事項を要点として指導する。

- ・実習施設が比較的余裕がある時間帯を選んで電話かける。
保育所：13時～14時
施設：10時～11時、13時～15時が目安
- ・実習先に複数の実習生がいる場合、代表者が電話をかける。
- ・携帯電話を用いる場合は、電波状態がよく、静かな場所でかける。
- ・手帳を用意し、メモを取りながら電話をかける（日時、持ち物、電話で対応していただいた先生の氏名、職名などを記入する）。
- ・ビジネスマナーに準じて電話のかけ方を学生に实际的に指導する。

【事前訪問打診に関する電話ロールプレイ展開の例】

- ・学生の所属している養成校名、学年、自分の名前を名乗る。
- ・実習を行うこと、事前訪問の依頼であることを手短かに伝える。
- ・2人以上で実習する場合は、代表者が連絡していることを伝える。
例「私は、〇〇大学〇〇学科に在籍しております〇〇〇〇と申します。〇月に実習させていただく予定なのですが、事前のご指導をいただくための日時をお伺いしたく、お電話いたしました。おそれいりますが、園長先生（施設長先生）はいらっしゃいますでしょうか。」
- ・園長（施設長）もしくは実習指導担当者に取り次いでもらい、用件を話す。
- ・園長（施設長）に取りつがれた際も再度、自己紹介を手短に行う。
- ・園長（あるいは実習担当の先生）が不在、またはすぐに日程が決められない場合は、実習先からの電話を待つのではなく、次にはいつ頃電話したら良いかを尋ね、その日時に必ず自分から電話する。
- ・訪問日を指定された場合は、それを最優先として日程を調整する。
- ・「何時でも良い」と言われた場合や希望日を聞かれた場合、授業や試験に最も支障がない実習開始2週間程前で学生自身が訪問可能な日程を事前に検討しておき、その訪問日時を伝える。
- ・実習初日にオリエンテーションを行うことにより事前訪問を要しないとされた場合は、必要な確認事項を電話で質問する。そのためには、事前に質問事項は検討し、まとめておく。
- ・オリエンテーションの日時が決定したら、必ず内容を復唱する。
- ・ひととおり用件が済んだら、感謝の言葉を添える。

※電話によるオリエンテーションがそのまま行われる可能性があるため、『(2) 事前訪問の準備』及び『(3) 事前訪問時における確認事項の検討』に記載されている内容を準備しておくよう指導することが必要な場合もある。

(2) 事前訪問の準備

実習施設に関して、訪問前に自分で調べられることは調べておくように指導する。

例えば、実習施設の所在地、種別（施設実習の場合）、子ども・利用者の数、保育方針（目標）など資料やホームページからわかることは、事前に調べておくように指導する。また、小論文などが事前に課されている場合は、しっかりと準備するように伝える。

事前訪問は、通常授業のない時間帯に入れることが望ましいが、やむを得ず授業を欠席する場合は、定められた手続きに従って、欠席の連絡をするように指導する。

(3) 事前訪問時における確認事項の検討

事前訪問においては、実習施設の概要を理解するため、以下のような事項を把握しておくように説明する。

- ・沿革（設立当時の状況から現状に至るまでの変遷）
- ・周辺地域の環境（住宅地・商業地など）
- ・理念、方針、特徴（保育所要覧、月間行事・計画などの資料をいただく）
- ・支援計画、全体的な計画や支援計画（年間計画）、指導計画、デイリープログラム
- ・実習期間中の行事、楽譜
- ・クラス構成（クラス数・男女の割合など）
- ・敷地・建物の様子（施設・設備・備品など）
- ・施設内外において安全面で特に注意すること
- ・職員構成（職員構成および職員の配置、勤務体制など）
- ・実習方法、内容（実習担当クラスと実習日程、必要な教材教具など）
- ・子どもの特徴、日々の生活の様子など
- ・出勤簿や実習日誌の提出の仕方
- ・地震注意報・暴風警報・大雨警報などの災害発令時の対応
- ・その他の留意事項（実習生の行動、言葉遣い、服装、所持品など）

上記のような事項については、オリエンテーション時に実習施設側から特に説明や指導がない場合でも、実習自身が自ら質問して確認するように指導する。その際、質問の仕方や内容、失礼のない謙虚な伺い方ができるように実際的に指導する。

(4) 実習施設への訪問の際の留意事項

1) 身だしなみ・持ち物

事前訪問の際には、一般的に以下のようなものを持参する必要があることを伝える。

- ・筆記用具
- ・実習日誌
- ・実習の手引き
- ・メモ帳（絵柄のないノートが良い）
- ・上履き（清潔なもの）
- ・提出書類

事前訪問も保育実習の一環であり、その服装は実習に日々通う際の服装に準ずるものであることを指導する。スーツや制服など社会人としてふさわしい服装を原則とし、髪の色も自然な状態で、マニキュ

〈参考〉

保育実習Ⅱにおける責任実習(指導案を要する部分・全日実習)の回数について

保育実習Ⅱにおける責任実習の望ましい実施回数に関して、養成校と実習施設それぞれの実習指導者はどのように考えているのか調査された結果を以下の TABLE に記す。

	TABLE					〔件(%)〕
	0回	1回	2回	3回	4回以上	
養成校	2 (5.7)	22 (62.9)	9 (25.7)	2 (5.7)	0 (0)	
施設	1 (0.1)	166 (27.8)	140 (23.5)	116 (19.4)	174 (29.1)	

養成校間で相違がある以上に、施設間ではより大きな相違があることが確認できる。

また、それらの回数を望ましいとした理由については、養成校は主に実践への準備や保育計画を立案する能力の獲得、自己の課題の発見等といった「学生の学びの優先志向」によるものと「学生

の負担軽減志向」によるものが見られている。一方施設でも、「学生の学びの優先志向」によるものと「学生の負担軽減志向」によるものが見られているが、さらに「就職後の職場適応」に言及している回答も見られている。そして、配属クラスの子どもの状態や実習生指導時間の確保の困難さなど、「施設側の状況・都合」に言及した回答も見られている。

〔調査方法〕

養成校対象の調査は、2018年9月～10月にかけて、郵送法による質問紙調査にて実施。全国保育士養成協議会東北ブロックに加盟している保育士養成校のうち、保育実習Ⅰ・Ⅱを既に実施している41校が対象(回収率100%)。

施設対象の調査は、2019年7月～9月にかけて、郵送法とWEBによるアンケート調査にて実施。2017・2018年度に同協議会東北ブロックに加盟している保育士養成校の保育実習Ⅰ・Ⅱの実習生の受け入れを行った保育所、認定こども園1364施設が対象。(回答があったのは669施設;回収率約49%)。

なお、回答者の通算実習指導歴は、養成校の回答者が1年目0名、2～3年目2名(4.9%)、4～6年目11名(26.8%)、7～9年目9名(22.0%)、10年以上19名(46.3%)であり、施設の回答者は、1年目68名(10.2%)、2～3年目159名(23.8%)、4～6年目124名(18.5%)、7～9年目67名(10.0%)、10年以上221名(33.0%)、無回答・その他30名(4.5%)であった。

※大関嘉成・石森真由子・西敏郎・細川梢・石井美和子・佐藤匡仁・日野さくら「保育実習のあり方に関する養成校と実習施設の意識－東北ブロックにおける養成校と実習施設の連携に向けて－」(日本保育学会第73回大会発表論文集, 2022)より抜粋作成。

4. 事務手続きについて（個人票、細菌検査、礼状の書き方指導）

実習施設と連携を図り、学生が円滑に実習に取り組めるように、実習に必要な手続き書類等の作成や実務的な実習準備に関する指導を行う。

（１）実習施設の選定、調整、配当

養成校の担当者は、実習生の所在（居住地等）や希望等をふまえて、実習施設と本人の諸状況を勘案し、本人とも相談しながら実習施設を選定・調整して決定する。

養成校によって必要な手続きが異なるが、実習可能な施設は数が限られていることに加え、

- ① 諸事情により、必ずしも自分が最も希望する施設で実習できるとは限らない、
- ② 実習生の希望により施設を選ぶように指示されている場合であっても、最終決定を行うのは養成校と実習施設である、

という二点について学生に周知し伝えることが基本的事項となる。なお、施設実習のうち、居住型福祉施設での実習の場合は宿泊による実習が基本であり、実習先によっては実習生の宿泊設備がないために、通勤による実習になる場合があることも明確に伝える必要がある。

（２）関係書類の説明および指導

1) 実習生個人票の書き方指導

実習生個人票（個人調書、実習調書、総合調査票、実習生プロフィール、学生カード）の書き方を指導し、内容を確認したうえで必要な場合は補足指導をする。

実習生個人票は、実習生自身についての情報や実習に向けての課題などを記した書類であり、実習施設が実習生個人を理解する上で大切な情報源となることを理解させる。実習生個人票により、実習生のこれまでの実習経験や特技、健康状態などを実習施設に知らせることで、実習施設における実習計画や指導内容を検討する際の参考資料となる。実習での学びに影響を与える重要な書類であることを実習生が意識し、丁寧に記載するように指導する。また、写真を貼付する場合は、髪型や服装など身だしなみを整えるよう指導する。

○実習生個人票のひな形（案）

（養成校名） 年度 保育実習 実習生個人票

学部・学科 (コース等)	学籍番号 (組・氏名)		写真貼付 3×4 cm
ふりがな 氏名	生年月日		
現住所	〒	電話番号	保護者氏名
		携帯電話番号	
保護者住所 (実習中住所)	〒	電話番号	保護者氏名
		携帯電話番号	
通勤方法	徒歩、自転車、バス、電車、その他 ()		所要時間 分
実習経験・ 実習予定	保育実習Ⅰ(施設) 種別		済み・予定 日間
	保育実習Ⅰ(保育所)		済み・予定 日間
	保育実習Ⅱ		済み・予定 日間
	保育実習Ⅲ		済み・予定 日間
			済み・予定 日間
取得予定の 資格・免許			
ボランティア	活動場所	活動内容	
	(活動期間)		
学内・学外 における活動		活動内容	
自己紹介	実習の抱負		
	趣味・特技		
	性格		
	得意な科目		
健康状態	アレルギー等実習上の配慮を要する事項		

2) 出勤簿（出勤票）の書き方、意義、欠席等の連絡

出勤簿（出勤票）の意味と記入方法等を周知する。

実習においては、必要な実習日数や時間を確保するために、出勤時刻と退勤時刻等を日々、記載しなければならないが、出勤簿はこれらを確認するために必要な重要書類であることを理解させる。また、これとは別に、欠勤・遅刻・早退などを願ひ出る「欠勤願（届）」等がある場合は、その記入方法等も説明する。

3) 実習記録（実習録、実習日誌）の取り扱い

実習記録は、実習終了後には実習生自身に帰属するものであるとはいえ、基本的には実習中は公式な文書に準じて位置づけられるため、組織で公開・共有して取り扱うべきものであることを理解させる。

実習記録の記載においては、会話調の表現を用いずに、他者にわかるような記載を心がけ、実習先に毎日提出するように指導する。乳幼児の活動や実習活動については、事実に基づいて客観的に記録した上で考察を加えることを理解させ、実習後には日々の記録を読み返し、体験を通しての感想や省察、指導者による指導や助言等をふまえて、その後の改善を図るような指導を行う。

なお、記入の仕方については、子どもの個人名の記し方など（守秘義務の取り扱い）に若干の違いがある場合があるので、基本的には実習施設の指導に従うように伝える。

4) 誓約書

実習における誓約書の意義と目的を周知した上で、実習生の責任と自覚を促すように留意しながら誓約書を記入するように指導する。

「個人情報保護法」、「児童福祉法」第 18 条の 22、「保育所保育指針」などを踏まえ、子どもの最善の利益を守るためのものであることを理解させる。また、職業倫理に基づく秘密保持の原則、および法令や規則の遵守等に関して理解できるような指導を心掛ける。

（3）細菌検査・感染症等検査結果証明書の提出について

以下の検査の目的と手続き等について説明し、これらの証明の重要性を理解させる。

- ・健康診断証明書
- ・腸内細菌検査証明書
- ・インフルエンザ予防接種証明書
- ・各種抗体検査証明書 など

実習前に腸内細菌検査（赤痢菌・サルモネラ菌・病原性大腸菌 O-157）を実施し、検査結果を定められた期日までに実習施設に提出するように指導する。また、必要に応じて、インフルエンザ予防接種や各種抗体検査（麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘等）などを受診させ、検査結果の証明書を定められた期日までに実習施設に提出するよう指導する。各種抗体検査については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知（平成 27 年 4 月 17 日厚児保発 0417 第 1 号）「指定保育士養成施設の保育実習における麻疹及び風しんの予防接種の実施について」を参照のこと。

○実習生出勤簿のひな形（案）

（実習生出勤簿・ひな形1）

実習生出勤簿

養成施設名・学科・学年等

氏名_____

実習科目 保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

実習期間 年 月 日 ～ 月 日 出席すべき日数 日

月 日（曜日）	実習生捺印	実習時間	備考（欠席等理由）
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	
月 日（ ）		: ~ :	

出席_____日 欠席_____日 遅刻_____日 早退_____日

以上の通り、実習しました。

年 月 日

施設名

施設長名

印

○誓約書のひな形（案）

施設長 _____ 様

誓 約 書

このたび、_____（実習施設名）_____で実習をさせていただくにあたり、次の事項を厳守することを誓います。

1. 実習中に知り得た施設及び個人の情報については、実習期間中及び実習期間後において、秘密保持と適正な取り扱いをいたします。
2. 貴施設の服務規程及び方針を守り、職員の指導に従います。
3. 誠実な態度で実習に取り組みます。
4. 実習中の事故防止に努め、自己と周囲の安全に十分気をつけます。
5. 実習生の個人情報を利用者に提供いたしません。

実習生 _____ 養成校名・学科・学年等

_____ ・印

養成校 _____ 養成校名・学科等

_____ ・印

(4) 準備物の確認

実習期間中の持ち物について、実習先でのオリエンテーション時に確認するように周知する。一般的には、以下のようなものである。

- ・実習記録（実習日誌）
- ・出勤簿
- ・誓約書
- ・健康診断書
- ・腸内細菌検査証明書
- ・印鑑
- ・保険証(コピーでも可)
- ・筆記用具
- ・衣類(実習時の服装、エプロン、パジャマなど)
- ・洗面用具
- ・諸費用(宿泊費、食費、交通費など)

準備物には、実習前に養成校から実習施設に届けるものと、実習生自身が持参するものがある。それぞれ具体的に点検リスト化するなどして、準備に不備がないよう自己チェックするように指導する。

(5) 礼状の書き方

謝礼状は、成長の機会を与えてくれた実習施設への感謝の気持ちを伝えるものであるが、実習における自己の学びや課題を振り返り誠実に記述することで、学生自身が謙虚に省察する機会ともなる。

謝礼状は、通常は実習終了から1週間ないしは2週間以内に出すことが望ましいため、実習終了直後または実習に出向く直前での指導となる。謝礼状を書くことは、社会的な礼儀を学ぶ機会であるが、実習における具体的な場面や活動を振り返り、自身の学びの成果を表しながら記載するため、一般的な謝礼状の書き方に準じ、自分の学びを自分の言葉で心を込めて表現するように指導する。

(6) その他

実習中および実習終了後の以下の点について、必要に応じて指導する。

- ・実習期間中の自家用車使用について
- ・実習に要する所要経費（食費・宿泊費・その他の実費等）について
- ・保険について など